

議案(1)障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画の策定について

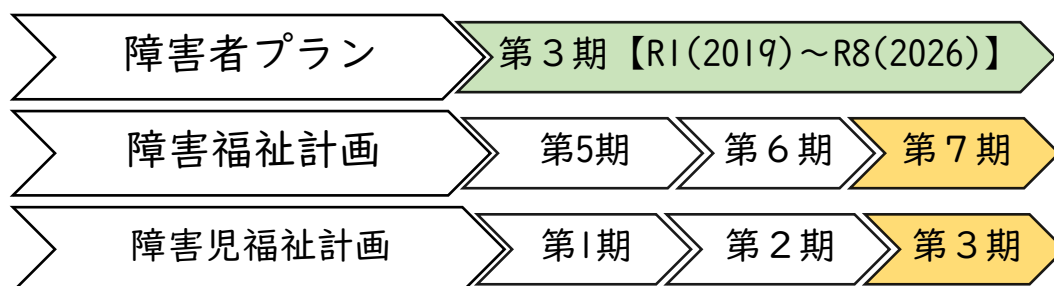
障害福祉計画・障害児福祉計画について

1. 策定の経緯

本市では、国の指針に基づき、障害者基本法に基づく「障害者プラン」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定しています。

区分	障害者計画(障害者プラン)	障害福祉計画・障害児福祉計画
所管	内閣府	厚生労働省
根拠法	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
策定義務	国、都道府県、市町村	都道府県、市町村
内容	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。障害者施策の最も基本的な計画として位置づけられる。	障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保及び自立支援給付等の円滑な実施を図るために策定するもの。

計画期間は、「障害者プラン」が8年間、「障害福祉計画・障害児福祉計画」が3年間となっています。



《障害者基本法》

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

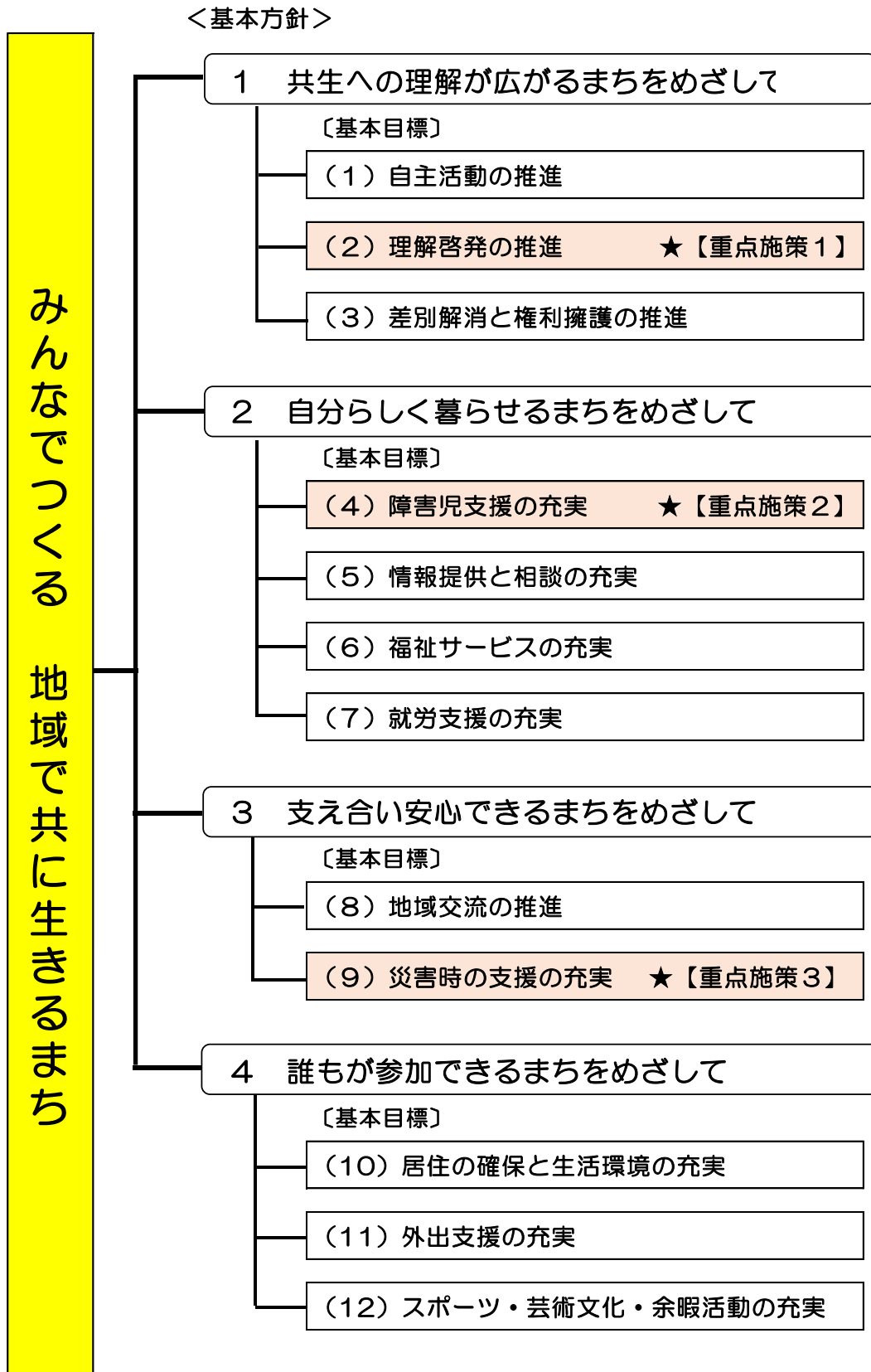
《障害者総合支援法》

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2. 障害者プラン第3期計画の体系

本市における障害者プランの体系は以下のとおりとなっています。

<基本理念>



3.障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)について

①基本理念と基本指針

本市の障害者施策の基本計画である障害者プランとの連携の観点から、障害者プランと同一の基本理念とします。また、基本理念を実現するため、3つの基本方針に沿って具体的施策を実施します。

基本理念

みんなでつくる 地域で共に生きるまち

基本方針1 自分らしく生きるための支援
基本方針2 健やかな育ちへの支援
基本方針3 安心して暮らすための支援

②成果目標

国の指針に基づき、5項目の成果目標を設定します。また、本市が特に重点的に取り組む事項について、市独自に重点施策として位置付けます。

(1)施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	基本指針
令和4年度末の施設入所者数	173人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
【目標】 令和8年度末の施設入所者数	164人	

(2)地域生活支援拠点の整備【重点施策①】

令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備します。

項目	数値	基本指針
【目標】 地域生活支援拠点の早期整備	1か所	地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
《本市における取組方針》 ◆緊急時の受入れ先の確保、体験の機会・場の提供について、協力機関の確保と運用方法の検討を進めます。 ◆在宅障害者が単身となった場合でも安心して生活できる支援体制の構築に向けて検討を行います。		

(3) 相談支援体制の充実・強化【重点施策②】

令和5年度に設置した基幹相談支援センターを中核として、地域の相談支援体制の更なる充実・強化を図っていきます。

項目	数値	基本指針
【目標】 基幹相談支援センターの充実	実施	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
【目標】 相談支援体制の再構築	実施	計画相談支援、地域相談支援、一般相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みを構築する。
≪本市における取組方針≫ ◆基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化、個別事例の支援内容の検証などを実施します。 ◆障害者、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制を構築するため、相談支援体制の再構築を図ります。 ◆当事者や家族が同じ立場で気軽に相談できる場をつくります。		

(4) 障害児支援の提供体制の整備

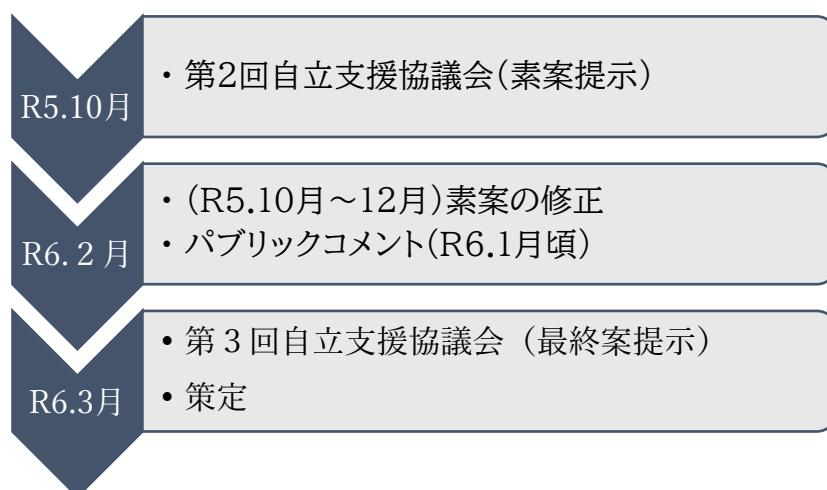
国の基本指針に基づき、令和8年度末までに障害児支援の体制を整備します。

項目	数値	基本指針
【目標】 児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末までに、各市町村に1か所以上設置する。
【目標】 重症心身障害児を支援する児童発達支援等の確保	1か所	令和8年度末までに、各市町村に1か所以上確保する。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

項目	数値	基本指針
【目標】 計画的な人材育成の推進	実施	県が実施する相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向けの階層別研修の受講促進を図る。
【目標】 指導監査結果の共有	実施	県が実施する指定事業者に対する指導監査結果の共有を図る。

4. 今後の策定スケジュールについて



議案(2)地域生活支援拠点事業について

地域生活支援拠点について

(1)地域生活支援拠点とは？

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築すること。

【必要な機能】

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

(2)地域生活支援拠点等の整備の種類

ア 障害者支援施設(入所施設)やグループホーム等に地域生活支援拠点等の機能を付加し、拠点とするもの(多機能拠点型)

イ 既存の事業所等が有する機能を有機的に連携することによって、地域生活支援拠点等の機能を面的に整備するもの(面的整備型)

ウ 多機能拠点型と面的体制型の組み合わせにより整備するもの(複合型)

(3)本市での検討状況

令和4年度に、相談支援部会において検討。市内事業所へのアンケート調査の結果、拠点の認知度が低いこと、「緊急時」の解釈について、「緊急時」に対応できる事業所が少ないことなどの課題が明らかになった。

※緊急時とは

- ・日中夜間を問わず、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等で本人または家族等では対処できないような事態。
- ・医療的ケア、行動障害等専門的な対応が必要な緊急事態。
- ・虐待、DV等における緊急保護等の緊急対応が必要な事態。
- ・災害への対応(自然災害、感染症等)

令和4年7月自立支援協議会(相談支援部会)資料より

(4)今後の方向性について

本市においては、事業所等のご協力を頂きながら「面的整備型」による拠点整備を目標とします。【必要な機能】のうち、①相談、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくりについては、基幹相談支援センターを中核として充実を図ります。



②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場 について、課題を整理し、先行事例等も参考にしながら、早期に仕組み(施策)として実現できるよう検討していきます。

1. 県内市町村の整備状況

整備済み	整備予定あり	整備予定なし
H29年度(龍ヶ崎市、神栖市) R2年度(日立市、筑西市) R3年度(土浦市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、銚田市) R4年度(水戸市、阿見町)	古河市、石岡市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、結城市、取手市、常陸太田市、常陸大宮市、かすみがうら市、牛久市、守谷市、桜川市、行方市、稲敷市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、茨城町、城里町、東海村、大子町、美浦村、河内町、八千代町、(ひたちなか市)	五霞町、境町

2. 「緊急時の受け入れ機能」の実施方法

- 短期入所, 入所施設, グループホームへの委託
- 事業所(短期入所, 入所施設等)の事前登録制、登録(協力)依頼
- 面的整備型として障害福祉サービスの短期入所事業所を登録
- 拠点事業として登録のあった事業所に、加算を受けることができる障害福祉サービスの実施をお願いしている。
- 民間事業者が整備した多機能型地域生活支援拠点の GH 居室2室を確保している。
- 短期入所の支給決定を受けている場合は、個別給付にて実施。障害支援区分を取得していない場合は、障害福祉課で短期入所の調整及び措置を実施。

3. 課題や工夫等

- 市内の事業所だけでは賅いきれない時のため、市外にも受け入れ先を確保しておく必要がある。緊急時に受け入れ先が確保できなかった場合の対応を決めておく必要がある。
- 自立支援協議会の部会にて市内の障害福祉サービス事業所、介護保険事業所に訪問し、受け入れ可能と返答いただいた事業所と令和5年度より契約を結ぶ予定。障害種別により受け入れの可否があるため、各事業所に聞き取りを行い、一部障害の受け入れでも可としている。空床型での受け入れを依頼する予定。
- 市内の障害福祉サービス事業所に対して地域生活支援拠点の説明会を実施
- 現在、登録が1事業所のため、今後、複数事業所に登録してもらい、緊急時の受け入れ態勢を確保したい。
- 拠点を実施していくため、まずは登録制にして支援の対象になる方を明確にしてから、と考えている。
- 緊急時の受け入れ等実績がある既存施設を活用することについて、令和2年度の自立支援協議会全体会で確認した。面的整備で考えている。
- 緊急短期入所のために事業所に1日あたり 6,000 円で空床を確保してもらう委託契約を結んでいる。

議案(3)相談支援部会の活動報告について

令和5年10月25日

令和5年度 第3回ひたちなか市自立支援協議会

相談支援部会

1. 令和5年度 相談支援部会実施報告

第1回部会	令和5年 5月12日(金)	10:30~11:45
第2回部会	令和5年 7月 6日(木)	10:15~11:45
第3回部会	令和5年10月 3日(木)	10:15~11:55
会 場	ひたちなか市社会福祉協議会 基幹相談支援センター内 研修室	

2. 基幹相談支援センターの現時点の各種動きについての確認
 - ・相談支援事業所と連携を図りながら相談対応する件も徐々に上がってきている。
 - ・新規事業所の情報把握について
福祉事業所情報については市役所障害福祉課や社会福祉協議会に新規事業所の方から連絡がある等するため一様に把握している。今後は更に医療系事業所(訪問看護ステーション等)に関しても情報把握に努めていく。
 - ・相談支援事業所の新規相談対応の空き状況把握について
令和5年9月より、毎月各相談支援事業所の相談空き状況確認を開始している。(課題)

相談対応2層目である障害児者相談支援センター(4事業所)の周知度の向上

3. 基幹相談支援センターの持つ専門的相談機能について

相談支援事業所相談員の専門的知識の取得、及び相談員の相談先として地域の専門相談を行う方(講師)の構築

(相談員から出た意見)

茨城県発達障害者支援センター/茨城県高次脳機能障害支援センター/精神障害者相談対応事業所/行政担当課など。

また、専門機関、医療、教育委員会、こども未来課(みんなの未来支援室)などにおいては、隔週でも良いので来ていただきたい。また、ケースを募集し、専門的な相談ケースを提示いただきたい。

徐々に可能な部分から調整していく。毎月の第〇週、〇曜日は〇〇相談というように、相談日を設定していく見込み。

4. アンケート実施報告、及び今後の研修の企画・実施

ひたちなか市内の福祉サービス事業所においては、児童に関する事業所や就労支援に関する事業所が非常に多く、今回市内の各サービス全事業所にアンケート調査を実施した。

1) 回答数

児童系	30事業所	→	回答	26事業所	(回答率86.7%)
就労系	43事業所	→	回答	31事業所	(回答率72.1%)

2) 研修参加する際に参加可能な時間帯

児童系・・・全事業所が「午前中」を希望

就労系・・・16事業所「午前中」、続いて8事業所「13:00~14:30」他少数

3) 研修テーマについて（上位5つを記載）

児童系・・・①利用者支援について ②学校とのやりとりについて
③事業所連携について ④保護者さんとの関係について
⑤虐待・身体拘束、事業所災害時対応、福祉動向について

就労系・・・①利用者支援について ②事業所連携について
③事業所災害時対応について ④福祉動向について
⑤就労領域で求められること（今後の支援の糧となること…）

※アンケートでは同時に基幹相談支援センターへの意見等も取りまとめた

- ・何をするのかまだよくわからない。
- ・具体的に行っていること、またどのように利用できるのか知りたい
- ・基幹相談支援センターの役割を明確にしてほしい。
- ・基幹相談支援センターと連携する場合の手順、どんな案件で連携、利用が出来るのか、「パンフレット」や「フローチャート」があると分かり易い。
- ・研修を企画してもらえるのは嬉しい。
- ・地域福祉サービス向上と発展を目指し連携を深めるため協力します。

準備が整い次第、基幹相談センター発信で研修企画・案内・実施を行っていく。
また、アンケート結果において、基幹相談支援センターの周知度がまだまだ少ないことから、今後も福祉サービス事業所への情報提供も重要となる。
同時に、学校や医療機関、その他関係する地域の方々にも、顔の見える関係を大切にしながら、連携力を高めていく。

地 域 の 体 制 作 り の 強 化

5. 地域生活支援拠点

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築すること。

< 5つの機能 >

- 1) 相 談
- 2) 緊急時の受け入れ・対応
- 3) 体験の機会・場の提供
- 4) 専門的人材の確保・養成
- 5) 地域の体制作り

基幹相談センターの設置により、①・④・⑤については話し合いの場を持つ機会が多いが、②・③については、今後更なる話し合いを行っていく。

※茨城県内の実施状況等の情報も得ながら、ひたちなか市としての地域性や対応の工夫を考えていく。

(部会での意見)

- ・ご本人の障害により検討内容が異なる。
- ・「緊急」をどう捉えていくか。(判断基準)
- ・日中一時支援を拡充していくと実現が早いと思われる。なお、夜間帯の対応を現在の日中一時支援の単価でお受けする事は事業所としては出来ない(人件費が出ない)。「夜間一時支援」の検討や、それに伴う対応単価を検討していただきたい。
- ・市場調査などを行い、いつまでに、どのようにしていくべきかなどを明確にしていった方が良いのではないか。

議案(4)防災専門部会の活動報告について

1. 防災専門部会の実施状況

【第1回防災専門部会】

日時：令和5年6月28日（水）10時から11時30分まで

場所：基幹相談支援センター研修室

出席者数：16名（部会員，市障害福祉課，生活安全課，地域福祉課）

会議内容：(1)協定福祉避難所の仕組み及び昨年度の防災訓練の振り返り
(2)今年度の訓練内容について協議

会議結果：訓練内容の決定

- ①開設後の通信訓練
- ②食料等の物資受取訓練

【第2回防災専門部会】

日時：令和5年8月7日（月）10時から11時10分まで

場所：基幹相談支援センター研修室

出席者数：17名（部会員，市障害福祉課，生活安全課，地域福祉課）

会議内容：防災訓練タイムスケジュール案について協議

会議結果：タイムスケジュール案のとおり決定

【防災訓練】

日時：令和5年8月26日（土）9時から11時6分まで

場所：協定福祉避難所（市内6事業所）ほか

①開設後の通信訓練

- ・6事業所とその取りまとめ役である「協議会事務局※（はまぎくの会）」，市（福祉避難所運営事務局）の3者間で実施（連絡手段は電話及び電子メール）
 - ・協定福祉避難所の開設報告，被災状況，避難者数の報告，備蓄品不足の状況報告
- 参加者数（避難者数）：173名

	利用者	利用者家族等	施設職員等	計
事業所(6事業所)	119人	2人	52人	173人

②食料等の物資受取訓練

- ・備蓄品不足の状況報告に伴い，6事業所が指定された市指定避難所に物資を受取に行く。

受取個数

事業所(6事業所)	計213個
-----------	-------

【第3回防災専門部会】

日時：令和5年9月25日（月）10時から11時35分まで

場所：基幹相談支援センター研修室

出席者数：16名（部会員，市障害福祉課，生活安全課，地域福祉課）

会議内容：(1)防災訓練の報告及び課題，次年度の訓練内容について協議

(2)事業所向け研修会企画案について協議

会議結果

(1)市，6事業所より実施報告

- ・当初のタイムスケジュールより早く，通信及び受取訓練がスムーズに実施できた。
- ・利用者家族のお手伝いがあり，非常に助かった。実際の災害時も地域及びご家族の協力が必要である。
- ・台風や感染症など起こりうる様々な状況を想定した訓練が必要である。
- ・スタッフが少数の場合の避難や，冠水等でスタッフが施設まで来られない，帰宅困難となり施設にも戻れないなどの状況でどのように対応していくかを検討していく必要がある。
- ・物資の受取は，指定避難所を把握でき，また，市職員の方に協定福祉避難所の存在を知ってもらえることができたので実施できてよかった。
- ・各事業所で自主訓練も行っており，訓練は反復して行うことが大事である。次年度も引き続き，通信，物資の受取訓練を実施する方向で検討していく。

(2)別紙1 研修会企画案のとおり決定

- ・協定福祉避難所を拡充していくため，まず存在を知ってもらうことを目的として，市内の知的・精神障害の事業所及び関係団体を対象に「協定福祉避難所」に関する研修会を行う。

日時：令和5年12月13日（水）13：30～15：30

場所：ひたちなか市役所第3分庁舎防災第1，2会議室

2. 今後の課題

- ・実際の災害時は，現場の対応に追われ，メールのチェックや取りまとめに時間と手間がかかることが想定される。連絡ツールとして，部会員のグループLINE，市電子連絡帳を活用して，情報共有の強化，連絡手段の効率化を図りたい。
- ・今年度は備蓄品不足の状況から，指定された市指定避難所への物資の受取訓練を実施したが，災害時に冠水等で指定された避難所に行けるとは限らないので，近辺の市指定避難所を把握しておく必要があるため，次年度も通信及び受取訓練を実施したい。
- ・協定福祉避難所は市とひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会との協定であるため，協議会加入が必須である。協定福祉避難所の拡充に繋げていくため，事業所をスムーズに増やしていけるシステム作りを検討していく。

別紙 1

防災専門部会 研修企画（案）

テーマ：災害発生！どうする？ ～協定福祉避難所とは？～

日時：令和5年12月13日（水）

13：30～15：30

場所：ひたちなか市役所第3分庁舎2階 防災会議室2部屋

目的：障がい者の災害時の避難について、ひたちなか市における取組を知っていただき、理解をすすめる。

- ①令和4年2月に締結した「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」について周知する
- ②令和5年8月に実施した、協定福祉避難所（6か所）における避難訓練の報告をする
- ③障害福祉事業所の災害時における課題を抽出する

対象者：市内の障害福祉サービス事業所（GHなどの入所系、通所系）
障がい福祉関係団体（地域家族会、育成会など）
自立支援協議会委員
防災部会委員

内容：①自立支援協議会 防災専門部会の説明
→ひたちなか市より

②ひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会の説明
広報誌LINKの配布
→協議会会長（有阪）より

③災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の説明、経緯
→ひたちなか市より

④協定福祉避難所紹介
（事業所名、サービス内容、規模、登録するに至った思い）
→各事業所より1名ずつ

⑤避難訓練の報告
→ひたちなか市、協議会事務局、協定福祉避難所より

⑥グループワーク
災害時における課題抽出

*参加者を増やすために、何かプラスするか？

例：段ボールベッドの組み立て実践

想定人数：50名

経費：案内発送の郵送料

案内文、資料印刷代

機材（プロジェクター、マイク）

今後のスケジュール

9月25日（月）	防災部会にて提案
10月19日（木）	地域福祉連絡協議会にて内容確認
11月6日（月）頃	案内発送
12月5日（火）頃	締め切り、名簿作成